

## 令和4年9月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月30日（金曜日） 議事開始 午前8時45分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子 栗下 章二  
前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保 福迫 久利  
津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子 吉留 律子 宮田 吉人  
土器 三紀夫 吉田 尚美 伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男  
増田 賢造 中津 ゆみ子

### 欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 なし

### 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第15号 農地等の合意解約について
- 報告第16号 農用地利用配分計画について
- 議案第28号 農用地利用集積計画の取消しについて
- 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第30号 空き家に付属した農地の指定について
- 議案第31号 農用地利用集積計画について
- 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第33号 非農地証明願いについて

事務局長            それではただいまから令和4年9月定例農業委員会総会を開催いたします。皆様ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長            【あいさつ・・・】

尾山議長            次に委員の出席状況を報告いたします。今日は全員出席ということで定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と岩屋委員を指名いたします。

                          それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第15号から報告第16号及び議案第28号から議案第33号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長            (議案朗読)

尾山議長            議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第15号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局                議長。

尾山議長            事務局。

事務局                それでは、報告第15号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は2件でございます。

                          2ページをご覧ください。令和4年9月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。

                          整理番号1番及び2番ですが、どちらも耕作に不便なため、解約するものです。

                          以上、ご報告いたします。

尾山議長            説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

                          (なしと言う者あり)

尾山議長            質問がないようですので、次に報告第16号「農用地利用配分計画に

ついて」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今月の農用地利用配分計画については、令和4年9月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計30件、53筆、90,165㎡となっております。

詳細につきましては、4ページから9ページに記載のとおりです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員

杉元委員 5ページから8ページにかけて貸付先の貸賃総額と借受面積の数値が同じ個所が見受けられますがどちらが正しいですか。

事務局 貸賃総額の記載が誤っております。訂正したものを差し替えさせていただきます。大変申し訳ありません。

尾山議長 他にご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第28号「農用地利用集積計画の取消しについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第28号「農用地利用集積計画の取消しについて」説明します。

10ページをご覧ください。取消し件数は1件です。

11ページになります。整理番号1番、田1筆の売買の取消しです。令和4年2月4日付けで公告された案件ですが、他の譲受人へ贈与するため、取り下げるものです。

こちらは備考欄に記載のとおり、3条所有権移転、No.1関連です。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。これより、議案第28号の審議に入ります。

整理番号1番の譲受人は、吉田委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

尾山議長 それでは、各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第28号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

尾山議長 次に、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転3件、貸借2件、合計5件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

13ページになります。整理番号1番、田1筆、821㎡の贈与です。なお、譲受人の現在の経営面積は、3,423㎡ですが、この農地と後

に説明します貸借の整理番号1番の農地とあわせ、別段面積の50アールに達することとなります。

整理番号2番、田2筆、1,508㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、14ページになります。整理番号3番、田2筆、1,091㎡の贈与です。なお、譲受人の現在の経営面積は、4,597㎡ですが、この農地とあわせ、別段面積の50アールに達することとなります。

続きまして、貸借について説明いたします。15ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、1,539㎡の使用貸借です。

整理番号2番、田1筆、55㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転3件、貸借2件、合計5件です。

ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第29号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員

議長。

尾山議長

伊地知委員。

伊地知委員

所有権移転整理番号1号について報告します。

申請農地は〇〇地区にあります。周囲は北側が山林、ほかは水田です。基盤整備はされており日照、接道、用排水良好です。

受人について報告します。受人は稲作主体の兼業農家です。後継者はいます。地域との調和について、兼業農家ではありますが、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろ

しく申し上げます。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を竹下会長代理に  
申し上げます。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号2号について説明いたします。申請地は2か所ありまして、  
農地同士5分ほどの距離に離れております。所在は〇〇自治会内です。  
基盤整備は両方ともされておられません。農地の形状は、字〇〇のほうは  
良いです。字〇〇のほうは山に囲まれていまして、水稻ができるだろ  
うかというような日が当たらない場所です。こちらは条件が悪いと言え  
ます。字〇〇のほうは日照、接道、用排水問題ありません。字〇〇のほ  
うは日照、接道、用排水非常に悪いです。作付け状況については、今年  
は作付けされていませんが、昨年までは水稻作付けされておりました。

受人について、本人が〇〇などをされてお忙しい方でして、電話で  
確認しました。受人も〇〇自治会で稲作主体の専業農家で他に〇〇、〇  
〇などされています。渡人との関係は知人で、後継者は娘さんはいらっ  
しゃいますが、後を継いでいけるような方はいらっしゃいません。農地  
取得後は田として利用していくつもりであるとの事です。所有農地、畦  
畔の管理は非常に良好です。地域との調和も何ら問題ないと判断しま  
す。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

尾山議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を福迫委員にお願  
いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号3号について報告いたします。申請地は〇〇地区内にあり、  
申請地及びその周辺の状況は軽トラックが通れるくらいの農道、北側  
には〇〇、東側は〇〇、南と西側が水田地帯です。2筆ありますが、〇  
〇は水稻が作付けされています。〇〇のほうは荒れていました。ほ場の

形状は半円形で日照と用排水は良好でした。

受人の営農状況は農業と〇〇の自営業ですが、県外に出張が多いため、〇〇地区の〇〇氏に圃場全てを委託しているとの事でした。地域との調和について、兼業農家ではありますが、委託されておりますので今回の農地も委託するものと思われます。現地のほ場を見る限り、畦畔の管理は雑草が茂っておりやや不良でした。皆様のご審議方よろしくお願ひします。

尾山議長 次に15ページの貸借整理番号1番の申請人「受人」につきましては、所有権移転整理番号1番と同一人物のため省略します。土地の報告を伊地知委員にお願いいたします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 貸借整理番号1番の農地について報告します。申請地は〇〇の南側にあります。周囲一帯は水田です。基盤整備はされており、日照、接道、用排水良好です。皆様のご審議方よろしくお願ひします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を津口委員にお願いいたします。

津口委員 議長。

尾山議長 津口委員。

津口委員 整理番号2号について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。〇〇公民館の北側にあります。周辺の状況は北側に宅地、南側は道路、西側は水田です。日照、接道、用排水は良好です。

受人について報告します。受人は〇〇自治会内にいます。〇〇をされて、農業にも一生懸命取り組まれています。取得後は〇〇を作りたいとの事でした。渡人との関係は他人です。後継者もいます。地域との調和については、受人は兼業ではありますが、所有農地の管理も行き届いており何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方よろしくお願ひし



ます。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計5件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長 ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第29号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 15ページの2番についてお願いいたします。55㎡で賃料1,000円というのは農地形状が悪いという事ですか？

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 55㎡とありますが、これは登記簿上の数値でして、この地域は地籍調査が終わっていません。実際は1反以上あろうかと思えます。議案記載上は登記簿面積になりますのでご了承願います。形状は悪くはないと考えております。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 価格破壊につながらないか心配しています。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 13ページの1番ですが、贈与となっていますが、受人と渡人の関係はどうなっているのでしょうか。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 受人と渡人の関係は渡人が受人の配偶者のいところにあたるそうです。

尾山議長 他に質疑はありませんか。  
(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。  
次に議案第30号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第30号、空き家に付属した農地の指定についてご説明いたします。16ページをご覧ください。今月の指定申出件数は1件です。明細は17ページをご覧ください。申出人の住所・氏名は省略し、内容について概略をご説明致します。  
整理番号1番、田2筆、畑2筆の計997.29㎡です。空き家バンクには登録済みで、農地の状況としては、現在、遊休化しております。

空き家に付属した農地の指定については、以上となります。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第30号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。整理番号1番を杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 説明いたします。申請農地は〇〇自治会内にあり〇〇の北側になります。全部で4筆ありますが全部遊休化しておりました。以上です。

尾山議長 委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出の内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで、事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に付属した農地の指定要件を充たしていると考えます。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。

これより議案第30号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第31号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長  
事務局

事務局。  
それでは、議案第31号「農用地利用集積計画について」説明します。  
18ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転2件です。  
申出人の住所、氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、  
他は省略させていただきます。

19ページをご覧ください。  
整理番号1番、田1筆、810㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。  
整理番号2番、畑1筆、19㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。  
こちらは19㎡ですが、以前、譲受人が隣接する農地を購入した際に  
漏れていた残地を申請されたものです。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受  
ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に  
常時従事することなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要  
件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第31号の審  
議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり承認することに賛  
成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第  
31号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここ  
でしばらく休憩いたします。9時45分に再開します。

(休憩)

尾山議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第32号「農地法第5  
条の規定による許可申請について」と、議案第33号「非農地証明願  
いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
議長  
事務局

議長。

事務局。

20ページ、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。21ページをお開きください。

今月の許可申請件数は2件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

21ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、500㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は売買です。農地区分が第1種農地ですので、原則不許可ですが、集落接続の要件を満たすことから、不許可の例外規定が適用されます。工事期間は令和4年11月1日から令和5年4月30日までとなっています。事業費につきましては、土地購入費〇〇円、土地造成費〇〇円、住宅建設費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を融資により対応されるとの事です。生活排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、公共水路にて処理します。

次に整理番号2番、申請地は大字〇〇、畑1筆、464㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は贈与です。譲受人と譲渡人との関係は親子となります。工事期間は許可日から令和5年3月31日までとなっています。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、住宅建設費〇〇円、諸費用〇〇円、合計〇〇円を融資により対応されます。生活排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、南側市道側溝にて処理します。

続きまして、22ページ、議案第33号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は1件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

23ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,335㎡です。申請理由は山林です。以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第32号から33号については、9月29日に、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員長から報告をお願いします。

稲田第3小委員長 議長。

尾山議長 稲田第3小委員長。

稲田第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。

委員長 会長から招集を受けまして、9月29日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条2件、非農地証明願い1件、計3件でございます。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第32号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明致します。

譲受人は、今回、一般個人住宅を建設したく、候補地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北東側に約1.5kmのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、南側は市道、東側、西側は宅地に接している第1種農地であります。集落接続による不許可の例外規定により、転用が可能となります。周囲への農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号2番についてご説明致します。

譲受人は、今回、一般個人住宅を建設したく、候補地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇の北側に位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南側は市道、東側は市道、西側は宅地に接しています。周囲への農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして議案第33号、非農地証明願いについてご説明いたしま

す。

整理番号1番につきましては、市の公用車では道が細すぎて行けなかったため、現地調査が出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真等で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第5条申請2件については許可相当とし、非農地証明願い1件については、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長 第3小委員会のみなさんご苦労様でした。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。

また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

よりまして、今月の議案第32号から議案第33号の計3件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただいま、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第32号と第33号に対する第3小委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第32号と第33号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。議案第32号は、原案のとおり許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第33号はお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

(終了時間 午前10時05分)